

議案第 5 3 号

権利の放棄について

下記のとおり権利を放棄することにつき、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 0 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

安中市長 岩 井 均

記

1 放棄する権利の内容
市営住宅の住宅使用料請求権 4 8 2, 8 0 0 円

2 放棄する権利の相手方
群馬県安中市松井田町二軒在家 以下略

3 権利を放棄する理由
上記対象者は、市営住宅使用料の滞納があるまま死亡したが、相続人は相続放棄または死亡により不存在であり、かつ換価すべき財産も見当たらない。また、連帯保証人が負うべき債務はすでに全額分の消滅時効が完成しており、連帯保証人から時効を援用する旨の意思表示があったことから、債権を行使することができないため。